

札幌市民交流プラザ 利用者登録のご案内

当施設を定期的・継続的にご利用いただくお客様のお申し込み手続きの簡素化とサービス向上のため、すでに利用実績がある方を対象に、令和4年7月1日より利用者登録制度を開始いたします。利用者登録をしていただいたお客様は、申込手続きと同時に施設利用料金のお支払いが可能になります。

1 対象施設

4階：控室 401～406

3階：控室 301～303、中練習室1・2、小練習室1～3

2階：SCARTS ミーティングルーム1・2

※上記以外の施設については、利用者登録はできません。

2 利用者登録の方法

(1) 窓口にご用意している「利用者登録申請書」をご記入の上、ご提出ください。

登録は無料です。

(2) ご提出いただいた利用者登録申請書を審査後、利用者登録決定通知書を発行しお渡しいたします。
(当日～1週間程度)

(3) 利用登録後は、利用者登録決定通知をご持参の上、使用承認申請書を窓口までご提出ください。
登録済みの利用内容と同一利用の場合は、その場でお申込みと施設利用料金のお支払いが可能です
(現金のみ)。

※一団体につき一登録のみです。同一団体が複数の催物等を登録することはできません。

3 ご利用の制限及び登録の取消について

次の事項に該当する場合は、ご利用を制限または登録を取消させていただくことがありますのでご了承ください。

(1) ご利用内容が札幌市民交流プラザ条例及び施行規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 施設の使用目的に適合しない、または施設の管理上支障があると管理者が判断したとき。

(4) その他施設の管理者が必要と認めた場合。

※新型コロナウイルスその他感染症等の影響により、別途利用条件を設定する場合がございます。

4 登録内容の変更・取消について

登録した内容に変更・取消事由が生じた場合は、速やかに市民交流プラザ管理課まで届け出てください。
最終ご利用日から1年間利用がない場合は、通知なく登録情報を削除する場合がございます。

【問い合わせ先】

札幌市民交流プラザ 管理課管理係

TEL：011-242-5800 FAX：011-242-5656

(9:00-17:00、休館日を除く)